

会社法研究会 第5回議事要旨

第1 日時

平成28年6月1日(水) 17時40分から20時30分まで

第2 場所

公益社団法人商事法務研究会会議室

第3 出席者

座長 神田秀樹

座長代理 神作裕之

委員 飯田秀総, 沖隆一, 加藤貴仁, 川村尚永, 久保田安彦, 小林俊明, 後藤元, 青克美(静正樹代理), 竹林俊憲, 田中亘, 矢原雅文(田原泰雅代理), 中東正文, 野澤大和, 野村修也, 長谷川顕史, 藤田友敬, 邊英基, 堀越健二, 前田雅弘, 松元暢子

ゲスト 秋山直紀, 三瓶裕喜, 永池正孝, 日置純子

第4 議事概要

研究会資料(5)及び参考資料(6)から(8)までについての提出者からの説明及びこれらの資料に記載の事項についての意見交換がされた。出席者の主な発言の内容は、以下のとおり。

1 研究会資料(5)第1「新たな電子提供制度の導入」について

- 前注2にインターネット利用率に関する記載があるが、デジタルデバイドについては、60歳以上全体でのインターネット利用率ではなく、60歳以上のうち投資をしている人でのインターネット利用率を問題とすべきである。
- インターネットをせずに投資判断をすることは現実的ではないので、余り前注2に記載されているような数字にはこだわらなくてよいと思う。
- 全体として、新たな電子提供制度を導入していく方向性について異論はないが、古い会社では個人株主の構成に高齢者が占める割合が高い。また、会社の情報をどのような方法により取得しているのかということに関して、ある会社が個人株主に対して

実施したアンケート結果（複数回答可）によれば、新聞が7割、テレビが3割、会社からの送付印刷物が5割、会社のウェブサイトが1割であった。

- 新たな通知の制度について異論はないが、書面請求権を認めるかどうかは制度の全体に大きく影響してくる。書面請求権を定款でも排除できない形で完全に認めるのであれば、株主が受ける負担は実質的には重大ではない。
- 電子化については基本的に賛成である。一律的な義務化ではないことを前提にするなら、古い会社は採用しないかもしれないが、新興企業でこれを採用してみたいという会社はあるだろう。
- 新しい電子化の制度については前向きに検討してほしい。紙資源の節約、会社のコスト削減、早期の情報提供の促進というメリットだけではなく、株主に対する情報提供の充実も図れるのではないか。
- 電子化は目的ではなく手段であり、その手段を用いることで情報開示が早くなり、内容が充実すれば、投資家にとってのメリットとなる。
- 電子提供により、複数の株主にタイムリーかつ低コストで、環境負荷も低減しながら充実した情報提供ができるという効果が期待される。新たな電子提供制度について、企業がやりやすい方法とする方向、企業の選択肢を増やす方向での議論がされることを期待する。
- 電子提供制度の利用は上場会社に限ってよい。
- 電子提供制度の利用を上場会社に限定する理由はないのではないか。上場会社以外の会社に電子提供制度を利用するニーズがないのなら、そのような企業は制度を利用しないだけである。
- 上場会社に限定して、そこから次のステップに行くのでもよい。
- 上場会社に限定する理由はない。二段階で制度改正をやることには合理性がない。
- 上場会社に制限する必要はない。グループ会社に非上場会社がある場合には、確かにそのような非上場会社では株主数が限られているが、だからこそネットで済めば利便性がある。
- 仮に、電子提供制度を利用することが株主に対して不利益を与えるものであるのなら、そのような制度を利用することのできる企業は、明確なニーズがあるところのみに限定しようという議論はあり得る。
- 制度の利用を上場会社に限定せず、書面請求権を入れることにするのであれば、そ

れは分かりやすい。

- 非上場会社の銘柄を保有している機関投資家もいるので、投資家への情報提供が早期化されるというメリットを享受できるという意味では、支障がなければ非上場会社でもやってほしい。
- 企業結合取引に関する一定の事項を除外すべきではない。重要な議題があることを理由にこの制度が使えないというのは、制度に不十分な点があることが前提となっていることになってしまう。また、どれを重要な議題と取り扱うのかも非常に悩ましくなる。電子開示の制度がより充実した開示に資するものであると評価するのであれば、重要な議題にこそこの制度が利用できてしかるべきということになるのではないか。

2 研究会資料（5）第2「新たな電子提供制度の利用のために必要な手続」について

- 定款変更の手続を要求するかは、デジタルデバイドの問題を抱える株主を保護するために、こういう手続が必要かどうかという議論である。しかし、そもそもデジタルデバイドの問題を抱える株主を保護する必要性がどれほど強いのが必ずしも自明でない上に、仮にその必要があるとした場合でも、多くの会社ではデジタルデバイドの問題を抱える株主は少数派であるから、定款変更という手続では十分に保護できない可能性が高いのではないか。仮にデジタルデバイドの問題を抱える株主を保護する必要があるとした場合は、書面請求権の形で対応すれば十分であり、定款変更の手続は要求しなくてもよい。
- むしろ書面請求権があると、この制度は使い勝手のいいものにならない。電子化するかどうかの意思決定は、定款変更を経ることで、その後の株主を全部拘束する形で行うのが本来ではないか。書面請求権は設けない代わりに、定款変更を要求し、株主の意思を確認することとし、場合によっては経過規定というか、その前から持っていた株主には書面を送るというのもあり得るかもしれない。
- 個人株主を大事にしている企業では、電子提供に係る定款変更議案を総会に上程するのは、経営者としては実際難しく、定款変更を要求すると制度自体が導入しにくくなるのではないか。
- 個人投資家の中で高齢者の割合が多いという実態を踏まえると、基本的に一定の意思確認の手続はあった方が良いが、例えば書面請求が担保されるということがあれば、

そこはやや緩やかに考えてもよいのではないか。

- 電子化するのに書面請求を認めるのであれば、意味が小さくなることは認めざるを得ない。しかし、デジタルデバイドの弱者からすると、書面請求が認められなければ、実質的に意味のある議決権行使の機会が奪われてしまう。定款変更の手続という多数決で実質的に意味のある議決権行使の機会を奪っていいのか。
- 電子提供制度の下でも、全く情報が来ないわけではない。ウェブサイトが見られれば情報が得られるのであって、情報にアクセスするための手段が、何か他の形で提供されればよく、議決権行使の可能性がなくなったというほどのことではないのではないか。
- 定款変更は重い手続なので、利用率が頭打ちになるおそれもある。総会決議は必要とせず、取締役会決議で選択できるようにするという制度設計を考えてよいのではないか。シニア層でネットの利用率が低いのは、心理的な距離感があるだけではないか。株式投資をしている者であれば、インターネットの契約をする経済的余裕がないわけではないだろうし、接続は全部業者がやってくれるので、会社のウェブサイトにアクセスすることはそれほど難しいことではない。
- 書面請求権を強行法的に与えるかどうかに関わる話は、全体のためならその人は不利益を被ってもよいのかという議論であり、現時点でこの研究会で議論してどちらかに決められる問題ではなく、両論併記的に検討していかざるを得ない。
- 書面請求権が保障されている状況であれば、定款変更は必要なく、取締役会決議でやってよい。他方で、政策判断としてデジタルデバイドの人の権利は保障しないという決断を既にしたという前提で、書面請求権を与えないこととする場合に、どのような手続きを経る必要があるかということについては、そのような制度を導入することの決定が、経営者が決めていいものなのか、もう少し株主寄りにして、会社の在り方という形で決めなければいけないことなのか、その性質をどのように考えるかで決まる。

3 研究会資料（5）第3「ウェブサイトのURL等の書面提供」について

（1）「1 書面で提供すべき情報の範囲」について

- 書面で提供すべき情報の範囲について、議決権行使率の低下と受付の混乱を防止し、集計の正確性を担保するためには、議決権行使書面を必須としてほしい。

- 議決権行使書面を同封しないと議決権行使率が低下する危険があるというのは、従来資料を見ずに議決権行使書面だけを送り返していた株主が議決権行使しなくなるだけではないか。仮にそうだとすると、米国法のように少し厳しい規制をすることも考えられなくはないが、現状でもそういうことは起きている。仮に議決権行使率が下がるかもしれないとすると、制度を利用しようとする会社はかなり減ってしまう危険があるので、とりあえず制度利用を促すことを最優先し、現時点では同封を禁止まではしなくてもいいのではないか。
- 議決権行使書面を同封すると、封筒に入れる作業が発生し、その分時間が掛かることが当然想定されるので、それがどういう効果を与えるかはマイナスサイドとして考えておく必要がある。一番コアになってくるのは、議決権行使率が下がってしまうことであるが、下がって何が悪いのかという点である。日本は総会決議の定足数が過半数であって、そこだけが引っ掛かってくるわけだが、そのために全部引きずられていくのが気になる。
- 議決権行使書面を同封するにはコストと手間が掛かるが、例えば、往復はがきを使う等の工夫によって解決できるのではないか。
- 議決権行使書面の同封を強制すべきという意見は理解ができない。議決権の行使水準が下がるかもしれないし、総会の会場で何らかの不便は生じるかもしれないが、会社がそう思うのだったら議決権行使書面を自分から送ればよいだけである。また、同封を禁止すべきという意見に対する反論のうち、総会出席のための ID としての必要性についてはよく分かるが、議決権の行使水準が下がることについては、そもそも現在の非常に楽に議決権行使書面を送り返せることが株主の重要な権利であるかどうかを考えた方がよい。
- 今の段階で、法制度で必ず議決権行使書面を紙で送らなければいけないと義務付ける必要はない。各社によるいろいろな工夫が出てくる。今後、定足数の確保が必要となる議案がないとは限らないので、議決権の行使率が下がることは、会社にとって致命的になる可能性がある。当面は議決権行使書面を入れるか否かは各社の任意にしておけばよい。
- 書面で返すのではなく、ウェブサイトで行使して電子的にすぐに反映させていくというのが、少し先の将来像だとすると、今ここで同封を禁止したり強制したりというのは全く違う。

- 今の個別同意を得てメールで送る制度も使い勝手を良くする余地がないのか、また、それを電子提供制度と組み合わせる余地がないのかも検討してほしい。
- ここまでの議論で、同封を禁止する理由はないというのは大体コンセンサスが得られていると思う。同封を禁止するロジックは、ネットにアクセスしなければ投票させないようにしようというポリシーに理由があるかということだが、現行法でも、何も見ないで投票することを禁止していないので、同封を禁止する理由はない。同封を強制するかどうかは、端的に株主に書面での投票権を保障すべきかどうかである。これは、書面請求権を保障すべきかどうかと、基本的には同レベルであり、保障するという考え方と、少なくとも定款であれば排除できるという考え方の両論があり得る。
- 実務としては、送らなければいけない情報は必要最低限にしてほしい。
- アクセス通知に記載してはいけない情報等に関しては、特段の制約は付けずに、企業の任意でいろいろな対応ができるようにしてほしい。
- 例えば会社側に有利な書き方になっていた場合、事後的な取消しのリスクが当然ある。そういった紛争リスクを、あえて事前に法制度で URL だけの記載にすることで取り除くということと、各企業がリスクを負って柔軟に対応するということのバランスである。
- 仮に会社が一部だけをピックアップして、いいとこ取りをしたことによって、総会の決議取消しのリスクが高まるとすると、それは困る。
- 株主の議決権行使についての判断をゆがめてはいけないということが根本にある。アメリカの場合は、証券規制でやっているのもそういう話になるが、日本の場合は会社法の問題であり、決議取消しが待っているので、各社が考えてやるということではないのか。
- ウェブに載る情報も、今、参考書類に書かれているものそのものではなくなってくる可能性がある。例えば株主提案について、現在は字数制限を設けることができるが、ウェブでやる以上はコストの点で正当化できないので、これがなくなると思う。会社側と提案株主側が、自分の提案を正当化しようとする中で、通知の紙に会社提案で非常に短い要約が載っていて、あとは何も載っていないというのでいいのかというと、抵抗がないわけではない。取消しリスクがあるからいいというほど簡単に割り切っているのか。
- 株主と会社が非常に詳細な提案をしていて、株主の提案については何の記載もなく、

会社の提案についてだけ非常に分かりやすい要約が招集通知に付いていたとなると、決議取消しリスクがあると言わざるを得ない気がする。

- 対抗提案が出ている場合は、非常に難しい。今でもある問題だ。
- 取消しリスクがある中で、会社の判断に委ねるのはリスクイなので、これだけ開示しておけば大丈夫だというセーフハーバールールのようなものが必要だ。

(2) 「2 アクセス通知の発送期限」について

- アクセス通知の発送期限は、書面請求権の有無を問わず、なるべく可能な限り早めることが必要である。
- 今より1週間早めるというところが当面の実務感ではないか。
- 2週間はそのままにして、早くなった分をどう生かすかは会社に委ねるのが、予期せぬトラブルを生まずに済むのではないか。
- 実務的には、校了から発送まで、スケジュール的には大体10日から2週間で引いている。そういう意味においては、最低2週間前に出している会社であっても、その10日前には十分出せる環境は整っている。

4 研究会資料(5)第4「株主による会社に対する書面請求」について

(1) 「1 書面請求権の要否」及び「2 書面請求権の定款による排除」について

- 上場会社でわざわざ会社に請求してまで書面でくれという株主がどれだけいるのか。電子化の意味をほとんどなくしてしまうほどにインパクトのあるものではないのではないか。実質的に意味のある議決権行使の機会を、定款によっても奪えない形で保障しておくのがいいのではないか。代替的な救済策もなしに多数決で実質的な議決権行使の機会を奪うのは良くないのではないか。
- 株主をどこまで保護しなければいけないのか。売却して別の資産を持てばいいという選択肢もあるので、どこまで権利として保護すべきものなのかということは、いろいろな観点から考慮してもいいのではないか。
- 企業実務からは、書面請求権が法的に手当てされれば、決議取消事由になるおそれが一番のネックになるという声と、個別に書面請求権への対応を完備することの事務コストを懸念する声がある。
- 書面請求権があると制度が進まないというのは、少なくともアメリカではそういうことがなかったという事実がある。ただし、個別の承諾を得て電子提供する制度につ

いては、アメリカでは進んで、日本では全然進まなかった。制度としては同じであるのになぜこのような違いが生じたのかということは考えるべきではないか。

- 基本的には全部定款で決めて、嫌ならば買わなければいいという考え方でやっていると、全て定款自治でもいいという構造になる。その中であって、一定のルールは強行法規であるが、それはなぜなのかということ考えた方がいい。例えば、役員の義務と責任は、定款自治が制約されている事項の一つであるが、これは、会社と役員との利益相反の問題があるために、定款自治に委ねると企業価値を毀損してしまう可能性があるからと考えることができる。他方で、会社の事業目的については定款自治が認められているが、これは、会社の事業目的をどのようなものにするかについて、会社と役員との利益は必ずしも相反しないからと考えることができる。株主に書面請求権を与えるべきか否かは、役員の義務と責任よりは、会社の事業目的の方に近いのではないか。
- 定款での定め方について、①Notice & Access ルールを入れることは定款で定めなくてもできるが、個別の書面請求権を排除するのは定款で定めなければならないという考え方、②Notice & Access ルールを入れることを定款で定め、デフォルトで書面請求権はないとした上で、企業が自主的対応として、請求してきた株主には書面で交付する方法を設けるという考え方、③Notice & Access ルールを入れるところで定款、更に個別の書面請求権を排除するところでもう1回定款で定めるという考え方があり得る。この2番目の方法では、企業の対応は自主的なものなので、もし書面の交付が不備でも、それ自体としては法令違反とならない可能性がある。
- 個別同意を得て行う電子提供の制度がアメリカと同じなのに、なぜ日本では進んでいないのかということの解明がされていない。何となくいつも、個別請求があるぐらいただったら通知してしまおうという説明ばかりだが、このような心理パターンが真実なのかがよく分からない。企業が積極的にならない原因がどこにあるのかをよく分析してからでなければ、書面請求権をネックと考えて、だったら外しようという議論はやや乱暴ではないか。
- 書面請求権の可否は定款自治に任せておけばいいのだというのは、理屈としては分かるが、個人株主を大事にしている企業の場合には、書面請求を認めないアンフレンドリーな議案を株主総会に上程することは経営者としてはできない。仮に法律上は書面請求を認めないとしても、おそらく一定規模以上の企業は、要請があれば送って株

主フレンドリーな施策を採るのではないか。書面請求権の行使があった都度送るということに、仮に実務がなると、郵送コストだけでなく、証券代行の手間が相当掛かって、そのコストも小さくないのではないか。

- 書面請求を認めたとしても、現状と同じように全員に送らなければいけないわけではないとすると、その削減部分だけでも、コストはある程度カットできるのではないか。
- 恐らく日本で書面請求を認めたら、今までの意識の延長で相当程度の人が書面請求をしてくるのではないか。
- デジタルデバイドの問題を抱える株主を保護する必要性がどれほど強いのか。仮に書面請求権があったときに、それにどれだけ費用が掛かって、それが制度利用の妨げにどれほどなるのか。両方ともよく分からない。
- 米国やカナダで制度が進んだ理由は、ICT が元々進んでいたことや郵便事情が悪かったことなどが考えられるのではないか。
- 書面請求を認めない場合には、多くの会社で現実に行われている、一定の資料を持って大株主に説明に行くことと利益供与との関係をどうするのかということが気になる。
- 結局、定款自治に委ねて、定款で定めた後にその会社の株式を買った人は、こういうことをやっている会社なのに買ったのだから、書面請求権はなくてもいいという判断ができるとすると、一つの割り切り方としては、これを仮に定款変更でやるとして、定款変更で書面請求権のない Notice & Access ルールを導入したときの基準日に株主だった人だけに書面請求権を与えれば、理屈としては通るのではないか。
- 機関投資家の一部には、招集通知の受領をしてから、議決権行使をするまでの実務として、書面に依存した事務フローがある。電子提供制度の導入が決まった後に数年程度は書面を受け取れるようにしてほしい。
- 基本的に株主総会関連で今まで送っている資料は、どちらかというところと広告や企業 PR のためのものと認識している会社も多く、個人株主への送付に要するコストに対しては半分宣伝費ぐらいの感覚の方が強くて、紙を送るのを減らすのがコスト削減になるという発想は余りない。書面請求権を例えば定款で排除できるようにするというのは別にあってもいいが、任意に書面請求権は認めるならば、個別に株主から言われれば受けるというようにしておかないと、やはり会社のイメージとして悪いという感覚は

持たせよう。

- 紙で受け取ることに価値を見いださない若い世代が株主層になってきたときに、本当に紙での送付についてコストを掛けてまでやるという判断になるのか。DMのような意味合いで捉えていることが紙で送っている原因だとすれば、書面請求の有無は、企業が紙を送るか否かについての重要な理由にはならないのではないかと。書面請求権を外さないと制度が進まないというような議論はしなくてもよいのではないかと。
- 書面請求権への個別対応に要するコストは、10年後をイメージしたら、多分大したコストではなくなっている可能性も高い。個別対応をローコストで対応することをビジネスにする業者が出てくる可能性などもあるのではないかと。
- 費用を取るかどうかというのが割と大きく影響し、今はただでもらえているものについて、費用が発生するというのは、株主からすると、余り気分のいいことではないので、費用も検討の対象にした方がいいのではないかと。
- 10年先を見通してということになると、選択的にしておいてもらうのが一番ありがたい。コストの面で、個人株主の個別管理を容易に行うことができる仕組みが簡単にできるのであれば、書面請求があっても構わないのではないかと。

(2)「3 書面請求権の対象となる情報」について

- 一定の機関投資家における書面に依存した事務フローの観点からすると、これまでと同じものが欲しいということになる。
- 書面請求権で提供される情報と、電子提供される情報の関係で、書面請求権が仮にあると、それを念頭に置いて、ウェブによる電子提供の方法が拘束されてしまうのではないかと。
- ウェブに動画を載せるということと書面請求との関係は整理しておかなければいけない。
- IRの情報と総会関係の情報を分けておくという作業が必要になる。

(3)「4 書面請求権の行使期限及び書面の発送期限」について

- 個別の書面請求について、数日以内に対応しろという個別対応を強いるようなやり方にするのか、相当前の期間に書面の可否を言わせて、通常の招集通知を発送するタイミングに一部の人だけに発送するような仕組みにするのか。後者であればほとんど手間は変わらない。請求対象となる行使期限、発送期限の組み方がコストに決定的に影響するので、その辺りの制度の組み方のバリエーションも含めて、それに伴うコス

トを精査した方が良い。

- 書面請求をするか否かについて、株主全員と確実にコンタクトをとることは現実的にはできない。公告をして期日までに申請しない株主には、書面請求権を認めないなどやってもらうといいかもしれないが、会社ごとの努力に委ねるのは難しい。
- 全員の意見を聞くというのは個別相談と同じだから、公告にするのか、それとも電子的な株式取得のところで何か操作するか、あるいは、相当前の期限で請求権を行使させるかであろう。
- アメリカでは、書面が欲しい人は予め登録するという仕組みが設けられており、一定程度はそこで捕捉でき、実際に Notice が来てから書面請求するという割合は、ある程度抑えられるようにはなっている。書面請求については、実務において、どちらかといえば、個別対応のコスト論よりは法的なリスク論の方がネックになっているのではないか。
- 書面請求について、2週間前までに何か確定できる仕組みを考えた方がいいのではないか。
- 普段は何も見ないで議決権を行使するけれど、今回は重要だから書面で見たいというような人は、保護に値しないのではないか。
- 書面請求権の行使期限を株主総会の1週間前としてしまうと、その期限に遅れて行使した株主に対して会社は対応しなくてもよいということになるだろうが、株主総会当日その株主を入場させないわけにはいかない。また、その株主が資料を全く読めていなくても、議決権を行使することを止めることはできない。ここを細かくやると意図しない効果が生じるような気がする。
- 制度を作る場合は、第4の4（注）①のようなものを作って、あとは手前で同意するように、会社の方が何らかの働き掛けをすればよい。他方で、もし制度を作るとすると、直前のタイミングで同意を撤回するというようなものをどこまで制限するのかという問題がある。アメリカでは、余り問題は生じていないようなので、制限しなくてもいいのではないかという考え方もあり得るが、発想として、一度それでいいと言ったら、少なくともその株主総会は、後で欲しいとは言えないようにするなどはある得る。
- 書面請求の要否について前さばきなどができるような仕組みにしてほしい。

(4)「5 書面請求権の対応の不備」について

- 書面請求権の対応の不備の内容に依存するので、それが決議の取消事由となることがないことを条文化するのは難しい。
- 書面請求の組立て方によっては、会社にとって事務処理が大変になることに対応して、ウェブに掲載すれば通知したものとみなすというような形で、書面請求を一方で認めながら、決議取消事由にはならないような書き方をすることは十分あり得るのではないか。非常に不備が生じやすい制度になる可能性があるので、その不安定さを手当てするために、ここだけ特に手当てをすることは考えられるのではないか。
- ウェブで開示すれば通知したものとみなすと言い切ってしまうと、書面請求が3割の株主から来て、全員無視しても決議取消事由ではないというのは無理ではないか。
- 現行制度でも裁量棄却される瑕疵，例えば1%に満たないぐらいの瑕疵だったら全部切るという制度を作ることもあり得るのではないか。
- 常識的に考えて裁量棄却になるだろうけれども、念のために数字を置いてあげるという話は、裁量棄却の定量化にすぎず、裁量棄却では救えないものを救うという話とは全然哲学が違う。ミスが起きやすいというところまでは分かるが、その点を含めて自主的に対応できるようにするような制度を作るのがむしろ重要ではないか。
- 議案との関係などもあるので、はっきりと何パーセントの人だったらセーフだというようなものはどうかと思う。現行制度上の解釈で対応するというだけで十分ではないか。

5 研究会資料（5）第5「ウェブサイトへの情報の掲載」について

（1）「1 掲載期間」について

- 掲載期間の初日をどうするかということについては、アクセス通知の発送日と同じでよい。
- 掲載期間の末日については、今のウェブ開示が総会の日から3か月程度となっているので、基本はそれと同じでいいのではないか。

（2）「2 調査制度の要否」について

- 上場会社においては既に東証のTDnetに掲載が事実上義務付けられており、アクセス通知の中に会社のウェブサイトと東証のウェブサイトを同時に書ければ、複数の手段が株主には事実上通知されることになっているので、調査制度は必ずしも必要ではない。

- 調査制度はコストが結構掛かる。

6 研究会資料（5）第6「フルセットデリバリー方式」について

- 制度設計として、事前にお願ひした株主に対して送る場合と、会社が勝手にこのようなグループに送ろうという場合では考慮すべきことが違って来るのではないか。
- アメリカでは、フルセットデリバリーについて何も制約はない。アメリカの場合は書面請求権があるので、フルセットデリバリーが欲しければ自分で請求すればよい。したがって、書面請求権がない中でフルセットデリバリーをやるのと、ある中でこれをやるのでは意味合いが変わってくるのではないか。
- 米国式のやり方が非常に自然に見え、カナダのように株主の種類のリストが要るとするのは不思議である。
- ある種の柔軟性を担保するという意味においては、裁量をもって一部の株主に勝手に送ることを含め、フルセットデリバリーのような制度を設けておいた方が安心、安全ではないか。
- 株主平等原則や利益供与禁止との関係について、今でも招集通知前に機関投資家だけに議案の内容を説明するとか、一部の株主だけに委任状勧誘するというようなことはできる。つまり、法定された最低限の情報を全株主に提供しているのであれば、一部の株主に早く、多くの情報を与えるのは、理屈付けが難しいところだが、少なくとも適法だと従来考えられてきた。
- 一部の株主には費用を請求し、一部の株主にはフルセットをただで渡すことになると、問題があり得る。
- 株主平等原則との関係は、最低限保障されているものが平等に保障されているのだつたらある程度許されるという整理をした上で、大株主にフルセットで配るという問題については、費用の問題があれば別だが、ただで配るのであれば、それは問題ないという整理になるのではないか。

7 研究会資料（5）第7「その他」について

- 現行のウェブ開示の制度は、通常は非常に利便性の高い制度である。新たに電子提供制度ができて、このウェブ開示制度の現状を維持できるような制度設計にしてほしい。

8 その他

- 総会関係の電子化を議論しているが、個別の論点が、実は定款の記載事項とは何かとか、電子公告制度は今のままでよいのかという話や、決議取消事由の一般論など、他の場面にも波及するのではないか。

以 上